## 岩手県告示第129号

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第28条第3項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命じた。 平成23年2月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 処分をした年月日 平成23年2月7日
- 2 処分を受けた者
  - (1)ア 商号又は名称 株式会社阿部組
    - イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町織笠第14地割32番地
    - ウ 代表者の氏名 阿部衛
    - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-22) 第2799号
  - (2)ア 商号又は名称 有限会社港建設
    - イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町船越第6地割32番地95
    - ウ 代表者の氏名 港栄樹
    - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-19) 第8121号
  - (3)ア 商号又は名称 株式会社堀合建設
    - イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町長崎四丁目12番26号
    - ウ 代表者の氏名 堀合宏喜
    - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-22) 第8381号
  - (4)ア 商号又は名称 有限会社藤沢組
    - イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町長崎二丁目5番18号
    - ウ 代表者の氏名 藤澤小夜子
    - 工 許可番号 岩手県知事許可(般-18) 第8760号
  - (5)ア 商号又は名称 株式会社斉藤工業所
    - イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町荒川第8地割67番地
    - ウ 代表者の氏名 斉藤国三郎
    - 工 許可番号 岩手県知事許可 (特-18) 第8839号
  - (6)ア 商号又は名称 有限会社川村建設
    - イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町船越第19地割11番地
    - ウ 代表者の氏名 川村里子
    - 工 許可番号 岩手県知事許可(般-18) 第9632号
- 3 処分の内容 営業の一部の停止命令
  - (1) 停止を命ずる営業の範囲 土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を 受けているもの
  - (2) 期間 平成23年2月22日から同年6月22日までの120日間
- 4 処分の原因となった事実 2に掲げる者の元役員は、山田町が発注する土木一式工事の指名競争入札に際し、公正な価格を害する目的で談合したとして、盛岡地方裁判所において判決を受け、その刑が確定している。このことが、法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。